

# 淀川水系流域委員会 第6回治水部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員 森下委員

日 時：平成 15 年 10 月 24 日 (金) 10 : 00 ~ 11 : 53

場 所：カラスマプラザ 21 大ホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第6回治水部会を開催いたします。司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしく願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、資料の確認ですが、本日はこの後、午後1時から第5回の利水部会が開催される予定になっておりますので、配付資料は利水部会と共通となっております。利水部会にも参加される方は、お手元の資料を続けてご使用下さいますよう、お願いいたします。

それでは配付資料の確認ですが、「発言にあたってのお願い」、白い紙になっております。「議事次第」は治水部会と利水部会、2つの部会の分が入っております。

資料1、「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料2-1、こちらが治水部会のみで使用する「治水部会意見(案)031024版」で、昨日の夕方頃に今本部長から治水部会のメーリングリストに流されたものです。

資料2-2、こちらは利水部会の方で使用する予定になっております「利水部会意見(案)031015版」です。

資料3-1、こちらは10月19日に委員の皆さまに発送いたしました意見書第 部の案です。資料3-2、こちらが10月19日に発送した意見書第 部の案に対して、現在委員の皆さまから寄せられている意見です。こちらは10月26日締め切りで募集中のもので、その途中状況ということになります。それが資料3-2です。

資料4-1、「整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)」ということで、こちらも10月19日に、先ほどの第 部案と一緒に皆さまに発送して、意見募集、同じように26日の締め切りで行っているものです。これが資料4-1です。

資料4-2が「整備内容シートについての意見案」に対して、現在、委員の皆さまから寄せられている意見です。

資料5、「10月~12月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料1、「委員および一般からのご意見」、参考資料2、「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見」です。

なお、一般傍聴者のみとなっておりますが、右肩に「共通資料」としまして、「河川管理者からの提供資料」として「淀川水系河川整備計画基礎原案」をお配りしております。

参考資料1はカラー資料となっております。一般傍聴の方には白黒の資料を配付しておりますので、カラーをご覧になりたい方は受付に閲覧用資料を置いておりますので、そちらをご覧下さい。

また、委員席及び河川管理者席の机上には、参考として資料を置いております。委員席、1人1冊を置いているものとして基礎原案、基礎原案に係る具体的な整備内容シート、整備内容シートの事業一覧表を1人1冊ずつ置いております。また、1テーブルに1冊といたしまして、「意見書素案030930版」と、それに対して委員から出された意見の資料、意見書の第 部案、住民意見の反映の方法、そちらの第 部の案と、それに対して委員から今のところ寄せられている意見、河川整備計画の基礎原案に係る具体的な整備内容シート

に対して委員から寄せられた意見、最初に、前に意見募集した結果が分厚い資料として机上の上に、1テーブルに1つ乗っております。10月17日、運営会議に提出された各部会のとりのまとめ案をまとめた資料、委員会及び各部会で文書で提出された説明資料第2稿に対する意見をとじた資料、提言冊子、住民参加に関する別冊の提言、河川管理者の説明資料関係ファイル、これらを1テーブルに1つ置いております。

次に前回委員会以降、一般の方々から流域委員会に対して寄せられたご意見をご紹介します。

参考資料1の方をご覧ください。前回の委員会以降、昨日までに13件のご意見が寄せられております。「余野川ダムを検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見書、あと「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見」、「大津放水路二期区間(5河川)の継続実施に係る要望書」、これは以前に寄せられたものについての追加の資料として浸水氾濫状況資料が追加で出されております。

なお、こちらにはカラーの地図も添付されておりましたが、サイズの関係で掲載を省略させて頂いております。受付に閲覧用を置いておりますので、そちらでご覧頂きますよう、お願いいたします。

「水需要精査についての質問」と題する意見、「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)』に対する意見とお願い」という意見書、自然を大切に作る施策に賛成、ダムは必要ないといったご意見、塔の島の景観、環境の復元の要望、「『淀川水系河川整備計画』に関して質問および意見」、また、「意見書(素案)訂正検討依頼」と題するご意見。ダムに関する新聞記事と意見書、川上ダム建設に関するご意見、こちらはお2人の方から寄せられております。また、「京都府企業局の水需要精査について」と題するご意見、以上が寄せられております。審議のご参考に見て頂ければと思います。

次に「発言にあたってのお願い」を申し上げます。本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読下さいますよう、お願いいたします。

なお、委員の方々の審議中は一般の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後、議事録を作成いたしますので、恐れ入りますがご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上でご発言を頂きますよう、お願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くか、マナーモードに設定頂くか、よろしくお願いいたします。本日は12時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。今本部長、よろしくお願いいたします。

今本部長

それでは始めさせて頂きます。今日は治水部会として、おそらく最後の部会になると思っております。これまでの総まとめとして、活発なご議論をお願いしたいと存じます。

では、最初に委員会、各部会の開催状況等の報告を庶務の方からお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1の説明]

今本部長

では、次の議題に進めさせていただきます。次は意見書のとりまとめです。今日は治水部会の意見とりまとめ、それと整備内容シートの治水部会に関わるることについて議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、治水部会意見(案)を簡単に説明させていただきます。

1 ページ目の「はじめに」のところですが、ここは大幅に書きかえてあります。治水を考える上で、重要な計画洪水の問題とどのように対応するかといったことについてです。意見書ですから、本来は基礎原案に対する意見をまとめないといけないのですが、どういうスタンスで考えていくかということを整理するためにここはかなり詳しく書いています。ただ、文章が多過ぎるという感じもしますので、最終的にはもう少し縮めたいと思います。

まず「1.1 計画洪水」についてです。明治以前、江戸時代までは、どちらかという土地先主義といえますか、ある地点を守るために治水をやってきたということです。これは仁徳帝の茨田堤にまでさかのぼることができます。

明治になってから、近代的な河川整備が行われるようになったわけですが、その時代は対象とする洪水をきちんと決めていないわけです。特に最初は、低水方式といえますが、舟運のための低水路の保存に力を入れた経緯があります。以後、洪水対策が主になっていくわけですが、その時点でも、どういう洪水を対象にするかは、なかなか明確になっていません。主だったものとしては、既往最大洪水であります。場合によっては10年に1度くらいの洪水でそれ以上は我慢するといった表現まであります。

以後、確率洪水という考え方が出てきます。確率洪水についてはいろいろな問題もありますが、学問の進歩とも相まって、計画洪水として確率洪水が一般的になっていきます。提言の中でも計画洪水以上のことはあまり触れられてないというニュアンスで表現してきたわけですが、昭和55年の総合治水の段階で、既に計画洪水以上のもの、超過洪水という言葉が使われておりますが、現実にはそういうものに対する考慮も必要であるということで、この提言でいう流域対応も当然取り入れられているわけです。

しかし、それ以後20年間、現実としては、スーパー堤防が行われている程度です。そこで、提言では、どのような洪水に対しても対応できるような方策を考えていかねばならないとしました。これを受けて、基礎原案では既往最大洪水を対象にするということになっておりますが、この既往最大洪水を対象にした理由を説明する必要があるのではないかと考えております。その説明責任は河川管理者側にあるということです。それに対する治水部会の委員の皆さまのご意見も後ほど伺いたいと思います。

それから「1.2 洪水への対応」です。「河川対応」、「流域対応」という言葉を用いております。特に「流域対応」というのは、既に「流域治水」という言葉があったにもかかわらず、何故「対応」にしたのかということです。これは住民のいろいろな行動だとか、その

他治水だけではないいろいろな問題を絡めて、洪水対策をしたいという意味で対応という言葉に変えているわけですが、あまりこだわりません。

「2 治水・防災についての基本的な考え方」からは、基礎原案に沿った形になります。2章の「基本的な考え方」のところは前回と殆ど変わっていません。

それから3章のところですが、「3.1 破堤による被害の回避・軽減」で「目標」という言葉と「計画」という言葉が混同して使っているのではないかと書いています。これは、流域委員会でもそう感じます。目標というのは最終的なもので、計画というのは具体化するための方策だと思えます。ここで議論をしているのは、20～30年間の計画ですから、20年～30年で実現できることで整理しないといけないのではないかと思います。それに対して「目標」というのは、その次の段階もひっくるめたものだと思います。例えば治水でいえば、目標はあくまで水害のない社会の実現です。それをどのようにして達成するのか、これが30年以内でできるとは思えません。では、「目標」という言葉を使ってはいけないのかというと、それは違うわけです。「目標」は目標です。それに対して「計画」というのは、それをどのようにして実現していくかという手法までひっくるめたものだと思います。その辺のところをもう少し厳密に考えていきたいということです。

「(1) 流域対応」は、いろいろと基礎原案でも触れられております。細かな中身についてはともかくとしまして、全体的にはほぼ流域委員会と河川管理者は同じような考えではないかと思っております。

「(2) 堤防強化対策」につきましては、堤防強化委員会で検討するとなっておりますので、その結果を待たねばならないわけですが、委員会としては治水についても自然環境を考慮したものでないといけないという提言をしてきておりますので、できるだけそういうことを考えて欲しいといったことを書いています。

次に「3.2 浸水被害の軽減・解消」です。ここは前回からかなり書き直しております。狭窄部の取り扱いについては、例えばこれまで下流の治水安全度が確保されたら開削を検討するという言い方をしてきています。しかし、先ほど言いましたように、下流の治水安全度が確保されるのがいつかわからないわけです。そうしますと、そういうことを前提として、計画としては意味のないことではないかと思われれます。そういったところをきちんと整理しなければならないのではないかということが書かれています。

「(2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」では、例えば、基礎原案では、狭窄部上流の浸水被害については「解消」となっていますし、琵琶湖沿岸の浸水被害については「軽減」となっており、あえて変えられております。はたして解消できるのか。これはできないと思います。では、解消という言葉を用いた方がよいのか、やはり、軽減とした方がよいのか。目標としては解消でよいと思います。しかし、できないことを計画にするのはよくないのではないかという意見であります。

「その他の事項」では、「5 ダム」が新たに加わっております。これはダムについての、治水部会としての意見をまとめねばならないということで、前段では基礎原案の方針についての意見であります。

この「方針」という言葉がありますが、基礎原案では、目標と方針が同じような意味で

使われております。辞書には定義されているのですが、具体的にはよくわかりません。委員会でも、例えば理念やあり方をきちんと使い分けて使っているわけではありませんが、そういった言葉のあいまいさというのがあります。基礎原案では「方針」という言葉になっていますが、これについてはほぼ委員会の考え方と同じであろうと思います。

ただ、「社会的合意」が抜けているのではないかと思います。これは委員会でも言ったことです。それから、既設ダム、事業中のダムについてのことをまとめています。ただ、今あらためて読み直してみますと、技術的な観点から見た記述が抜けているような気がします。今日はその辺についてもご指摘を頂きたいと思います。以上です。

それでは、治水部会としての意見の資料2-1について議論をして頂きたいと思います。

本来あらかじめ読んでおいてもらってから議論しないといけないのですが、この原稿自体ができたのが昨日の夕方ですから、おそらく皆さま方も熟読する時間はなかったと思います。しばらく目を通して下さい。

#### 山本委員

膨大なとりまとめをありがとうございました。読ませて頂いて、これまで言葉にできなくてひっかかっていた部分がありますので、お伺いしたいと思います。

2ページの下から2行目に「壊滅的被害とはなにか」が定義されているのですが、壊滅的被害の回避を治水の目的としましょうということを書いてきて、今までの治水部会や委員会でも、壊滅的被害とは何かというようなことを河川管理者も交えているいろいろな話をしてきたわけです。それで、最終的には人的被害をなくすことではしょうねということでも共通理解になっていたと思います。

それであれば、壊滅的被害の解消というよりも、人的被害の解消とストレートに書いた方がわかりやすいのではないかと思います。ここまで私たちは壊滅的被害というのは何だろうかということも議論してきて、共通認識というのがある程度あると思います。しかし、壊滅的被害という言葉自体が、流域委員会の意見として外に出た場合、とてもインパクトのある言葉なので、また過大な期待を住民に抱かせることになるのではないかとというような気もするわけです。

できないことをできると言うのはやめましょうとか、解消という言葉は目標としてはよいけれども、実際問題としては無理なのだから、過大な期待を抱かせるような言葉遣いはやめましょうというようなことを意見として言うのであれば、「壊滅的被害」という言葉を、人的被害の軽減、命を失うことはない、けがをする人はいないという日常的な理解のできる言葉の方がよいと思います。

壊滅的被害という言葉は提言の中にはあったのですが、委員会の意見書案にも基礎原案の中にも壊滅的被害という言葉は使われてなかったと思います。ですから、壊滅的被害イコール人的被害であるということを皆さまが了解なさっているならば、そのように変えられた方がよいのではないかと思います。

それから、地元は無意味な期待を持たせることになる言葉もありますので、そういった点に注意して書いた方がよいのではないかと印象があります。

今本部長

今の件ですが、書くのが難しいところで、次の作業部会で最終的に詰めたいと思います。できればどのように表現したらよいのか、具体的な案をお寄せ頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

壊滅的な被害ということ、具体的には人的被害の解消ということで考えようというのが、前回の治水部会検討会での議論でした。その結果を受けてこのように書いたのですが、そういう考え方自体は委員の中で共通していると思います。同意が得られているのではないかと思います。ただ、文章にしてみますとなかなかぴたっとこないところもあるのです。

確かに、今朝から読み直していても、もう少し修正しないとイケないところが随分あります。そういう意味で今日の意見はまだまだ暫定的なものだということで、是非具体的にどう書けばいいか考えて下さい。できれば作業部会にも出席して頂きたいと思います。山本委員はいつも来て頂いていますが、また、よろしくお願いします。

芦田委員長

壊滅的な被害の定義をきちっとし出すといろいろな矛盾が出てきます。そもそも、定義する必要があるかどうかということもありますね。壊滅的な被害の定義をしないと困るかどうかですが、どうでしょうか。

今本部長

きちんと壊滅的な被害を定義するというのではなく、こういう方向で壊滅的な被害を扱って欲しいというところでしょうね。定義はおそらくできないと思います。

芦田委員長

物的被害がいくら大きくても壊滅的な被害とは言わないというのも、どうでしょうか。

今本部長

いえ、そうではないです。常識的には、ここに書きましたように、社会機能が麻痺するほどの物的被害ということでしょう。ですから、定義しないというのも1つの方法だと思いますが、提言で壊滅的な被害の回避と言っておきながら、それは何だと聞かれて、それはよくわかりませんと答えるのも、少し無責任のような気がするので、方向性くらいは書いておきたいと思ったのです。

住民参加部会の方でも社会的合意という非常に難しい問題をできるだけもっとわかりやすくしようとしております。洪水への対応に関わることで言えば、壊滅的な被害について、もっとわかりやすくしておいた方がよいかなと思いました。

江頭委員

確かに人的な被害というのは皆さま認めるところだと思います。その一方においては、

治水計画等を立てる時に、経済効果等の概念が入ってきているわけです。そうすると、人1人の命をどうB/Cの議論の中に入れてくるかという、解決できない大きな問題が1つあるわけです。ですから、やはり物的な被害も壊滅的な被害の1つの大きな指標にはなってくるわけです。もちろん土地が荒廃するとかという問題もあわせて、やはり考えていけないといけないのではないかと思います。

もちろん、治水部会意見(案)の中で「物的被害の大きさを壊滅の判断基準に用いることは論外である」とあるのは、わざと刺激的に書いてあるのだと思います。

#### 森下部会長代理

全く答えにはならないのですが、生態学で壊滅的な被害と言う場合は、その場所で物が後で復元されたり再生したりしない状態を言うのです。私は、人の命がなくなってしまうことが壊滅的な被害だと思うわけです。物がなくなっても、解決できますから。ですから、治水部会意見(案)の壊滅的な被害という記述で、命を失うということの重要さというのを強調しようとしたのかなと思ったのです。しかし、読み方によって意味が違ってくるのではないから、ちゃんと合意をしておかないといけないと思います。土木の専門家の解釈と、一般の人の解釈と、我々のような生物、生き物を扱っている者の解釈では、同じ言葉でも多分ニュアンスが違うのだと思うのです。

洪水が起こってきて、川がえぐられてしまって生物がいなくなったような状態、例えば伊勢湾台風のようなことが起こっても、それは生物にとっては壊滅的な被害とは言わないのです。壊滅的な被害というのは、例えばダムのようなものができて、そして条件が改変されて、全く棲めないような条件になっていった時に、生き物にとっての壊滅的な被害が始まるわけです。

#### 河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

河川管理者の方も流域委員会の当初に「壊滅的被害」という言葉を多用して、言葉がひとり歩きしたような感じがありまして、責任を感じているのです。今回の基礎原案では壊滅的被害という言葉は一切使ってないのです。確かに定義も難しいですし、いろいろなとり方があるだろうということでやめました。もともと我々は、破堤による壊滅的被害ということを書いていまして、基礎原案の中では、「破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受ける」という表現をしているのです。それを現状の課題のところで書いてあります。それ以降のページでは、方針にしても目標にしても全部、破堤による被害の回避、軽減を目標とすると書いているのです。

治水部会も含めて委員会での共通理解というのは、高い堤防がばさっと壊れて破堤して人命が失われて、地域がもうめっちゃめっちゃになるというようなイメージを壊滅的被害の共通認識として持ってきたように私は思っているのです。

ここでまた壊滅的被害をあえて定義するというのは、やはり、我々が言い出したのですが、どうかなという気がします。



山本委員

「はじめに」に、新たな治水のあり方を説明するためには、どのような洪水に対してどのように対応するかを明らかにする必要があるとおっしゃっていて、そのための説明としてここがあるので、ここを変えられてもよいのではないかとは思いますが、ただ、これは説明責任だとも思っています。これについては治水部会の見解を示すと書いているわけですから、それはそれでよいということであれば、よいのではないかと思います。

今本部長

わかりました。それでは、河川整備計画の基礎原案としてこうして下さいというのではなく、我々が目指すのは壊滅的な被害を避けたいということで、そのために壊滅的とはこういう意味で使いますよということで、基礎原案と切り離して書くということによろしいでしょうか。一度そういう文章に書き直しますので、見て頂いて、最終案に持っていきたいと思います。基礎原案と対比した形ではなく、水害に対する考え方としてなら残しておいてもよいわけです。流域委員会としては治水というものをそのようにして考えるということです。

芦田委員長

宮本所長がおっしゃった破堤による人命の損失、家屋の流失とかライフラインの破壊ということで、そのような壊滅的被害というようなくらいの感じで使った方がよいのではないですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本）

今本部長がおっしゃったように、流域委員会の考え方として壊滅的被害というのはこういうことと思うとあって、それを提言として出して、我々はそれを消化した感じで、破堤による人命喪失や被害の回避ということを盛り込んだということであれば、私は連携があるような気がいたします。お互いに共通認識があるということであれば結構だと思います。

今本部長

はい。ちょっと書き直してみます。

芦田委員長

物的被害は壊滅的被害に入らないと書かれると、それでよいのかと思いますので、そこはよろしくお願いします。

森下部会長代理

例えば人間は堤防を治水のためにつくります。その堤防が壊れることによって起こる現象を壊滅的な被害とするなら、堤防をつくっていないところでは壊滅的な被害は起きない

ということになるのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

壊滅的被害を定義しようとする、そういう議論になってしまうのです。例えば土砂崩れによって家がつぶれる、これも壊滅的被害なのです。それから、例えば浸水によって2階まで、屋根まで水がつく、これも考えようによっては壊滅的な被害なのです。ただ、我々がもともとから言っていたのは、今の状態において、氾濫区域において堤防が壊れて一気にばさっといってしまうということです。それを念頭に置いての壊滅的被害ということを書いてきたことは間違いなくと思います。ですから、その共通認識さえあればよいのだと思います。これは皆さまにもわかって頂いていると思います。ただ、表現が非常に難しいということだと思います。

今本部長

壊滅的な被害だけ避けて軽微な被害はよいのかと受け取られるのが困るという意味で、かなり壊滅的被害にこだわっているのですが、今の議論を踏まえて表現を考えてみます。修正案をできれば26日くらいには皆さまのところへ届けて、29日の委員会の時にまた議論させて下さい。

芦田委員長

それと、対象洪水について、目標というか計画の対象とする洪水ですね。これは既往最大であろうが計画であろうが、その地域の特性に応じて決める必要があると思います。ですから、はじめから既往最大と決めるのではなく、それも1つの目標にはなりますけども、その地域において災害に強いまちづくり協議会をつくるでしょうから、その協議会の意見も聞きながら決めていくということだと思います。

今本部長

私が思いましたのは、どういう方法で目標を決めようと、それが既往最大洪水であろうと確率洪水であろうと、その目標までを対象にするのではなく、いかなる大洪水をも考慮してほしいということです。あくまで、何らかの検討する上での、補完的な目標として既往最大洪水や確率洪水を使うべきだろうと思って、こう書いたのです。

芦田委員長

災害に強いまちづくり協議会については、治水部会意見でも述べておくべきでしょうね。非常に重要なことですから。

今本部長

この意見案は「河川整備の方針について」のところまでで、災害に強いまちづくり協議会が出てくるのは第5章なので、「河川整備の内容について」で書くことになるので

す。ただ、やはりここにも書いておいた方がよいでしょうか。

芦田委員長

治水の目標というのは、やはりその地域によって変わってくると思います。既往最大というのも、もちろん1つの大きな目安になります。

今本部長

1つの目安として、例えば既往最大の洪水まではこのようにしたいということ是可以すると思います。しかし、それで満足するのではなくて、それを越えた洪水に対しても考えておきなさいということです。

芦田委員長

既往最大というのは実際起こったのですから、住民はそこまでは何とかして欲しいという願いは持っているはずですよ。しかしながら、それが実際にできるかどうかとなると、簡単にできないかも知れません。すると、地域特性に応じてここまではやろうというようなことで、具体的に計画の目標を設定するという流れになると思います。

今本部長

この表現も考えさせていただきますが、既往最大とか確率洪水とか、そういうものを全部考慮に入れて、その上でその地域に応じた適当な流量を設定して、さらにそれを越えた場合も考えていく必要があるということだと思います。

芦田委員長

はい。

ただ、部会意見案の中の、既往最大主義がまずいという書き方はどうでしょうか。

今本部長

まずいとは書いていません。評価はしてないのです。これまでの経緯で既往最大というものがありました。その次の段階として確率という考え方が導入されて現在に至っていると書いていただけで、まずいとは書いていません。

芦田委員長

逆戻りしたという表現はまずくないですか。

今本部長

時間的な経緯でいえば逆戻りになっているわけですよ。

芦田委員長

既往最大主義というよりも、既往最大の洪水を1つの目標にするというのは最近もずっとやっているわけです。

今本部長

歴史的な経緯でいいますと、最近は既往最大ではないです。やはり確率洪水ですよ。全ての工事実施基本計画によれば。

芦田委員長

そうです。だけど、30年目標計画では。

今本部長

これは今度立てようとしているわけですよ。

芦田委員長

はい。淀川だけではなくて他のところでも大体既往最大というのが1つの大きな目安になっているわけです。だけど、それだけの理由で既往最大主義というのは私は反対です。1つの目標というか、対象とする洪水を考える上で有力な指標ではあるのですね。

今本部長

そうですね。指標というのでしたらよいのです。目標ではないですよ。それも考慮して、表現を考えてみます。

ただ、地域特性に応じた目標というのは、無責任のような気がするのです。地域特性に応ずるのはあたり前ですが、では、地域特性に応ずるといえることはどういうことですかと問われた時に、答えられてないのでは、そのような提言をするなど逆に言われてしまうということになると思います。

芦田委員長

それは災害に強いまちづくり協議会で考えようということでしょう。

森下部会長代理

地域特性というのは、流域の開発の特性が多分関わってくると思うのです。洪水に考慮しないといけないのは既往最大だけではない、既往最大の上に、さらにその周辺が開発等のいろいろなことで地域が変化してきた、そのことも関係するわけです。それから、もう1つは温暖化の中で、同じ雨の量でも時間雨量の方が大きくなるような情報は今つかんでいるわけです。そういうことも考慮した上で治水計画を立てないといけないということだと思います。

芦田委員長

最近、洪水は大きな降雨が頻発してきているのです。ですから、そういう既往最大とか計画確率とかいうのではなくて、そういうようないろいろな状況を考えてやらなければいけないと思います。

今本部長

いずれにしても、逆戻りしたという表現は修正しましょう。

この意見案では、既往最大洪水を採用した理由を述べて欲しいと河川管理者側に要求しているわけです。

芦田委員長

それから、「解消」という言葉ではなく、「軽減」の方がよいと思うのです。解消は非常に難しいです。

今本部長

そうですね。解消はできません。解消という言葉を用いた理由はあるのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

目標としては解消だろうという考えをそのまま素直に書いているということです。

それともう1点、先ほどの話で既往最大主義という話ですと、そういう主義というのがあったのかなと、そこはちょっとよくわからないところです。

今本部長

いろいろな文献を読んでみますと、そのように表現されています。

この件については、この辺にしておきます。いずれにしても書き直した原稿に目を通してご意見下さい。

どうしても議論しておきたいのは、ダムについて治水部会としてどのように表現するのかということです。この案を読み直して、治水部会ですから、もう少し技術的なところから意見を述べないといけないのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

つまり、これまでの河川整備では、対象とする流量を安全に流すために河道を整備して、また、それでできない場合にはダムをつくって流量を抑制するというやり方できたわけです。それに対して我々は、ダムは原則として建設しないといった内容の提言をしているわけですから、治水について、治水部会としてきちんと意見を出しておかないと、無責任ではないかという気がしました。しかし、そう思って書いたものを読み直してみると、もう少しきちんと書かないといけないのではないかと思ったので、今、議題として取り上げているのです。

森下部長代理

治水部会で言うダムというのは、単に洪水を短い期間阻止できる、そういうダムなわけ

ですから、ダムのお考え方を少し変えたらどうでしょうか。今までのように水を貯めて使うということではなくて、通常時は普通の川で、洪水時だけ水が貯まるようなダムをつくっていくということの有効性に関する検討をすべきだと意見書に書いておけば、それは治水部会の1つの指針になるのではないかと思います。

ダムについてよいとか悪いとかというようなことを言うには、まだ機が熟してないと思います。実際につくられたダムの検証もまだできていませんから、ダムが社会にもたらしたこともちゃんと科学的に判断した上で、ダムをつくる、つくりたくないというのは決定していかないといけないと思います。この部会では治水ですから、治水のために、1週間なり10日なり水がそこで貯まって下流に影響を及ぼさないような施設としては非常に有効だと私は思うわけです。

今本部長

今の提案は、例えば遊水地的な考え方ですね。

森下部長代理

遊水地的な考え方ではなく、穴のあいているダムです。普通は川が流れているけども、大きな洪水が来た時に、例えば1週間なり10日なり、そこに水が貯まるわけです。1週間で水が引けば、環境というのはあまり破壊されません。そして本当に水が必要になった場合には、それをまた活用していくという、2段、3段構えの考え方をしていけないと駄目だと思います。ダムのデータが殆どない時に、一方的に、環境を破壊するからダムはやめておこうということは、治水部会からは言いにくいのではないかと思います。

治水部会ですから、やはり堤防を改修するにしても時間がかかりますし、それから掘削するにしても時間がかかりますし、今から10年20年の先を見ていると、やはり有効な方法としては、とにかく1週間なり10日なり洪水を貯められる、そういう施設をつくっておくということに有効性があるように思います。

今本部長

治水部会は、ダムの有効性をももちろん認めているのですけれども、非常に大きな洪水が来た時にダムだけに頼るわけにはいきません。そういうことから、流域対応、河川対応両方でやるべきだということ saying しているわけです。先ほどの対象洪水に戻りますけど、ダムの計画には対象洪水があって、対象洪水までですと、きちんと操作すれば非常に有効であることは確かです。しかし、計画以上の洪水が来た時にどうなるのかという問題があるのです。

非常に表現の難しいところなのですが、一方でダムのことを、なるべく建設しないでおこうと言った限りは、現在の治水計画の代替案についても言っておかないと無責任なような気がして、ここで取り上げているのです。

水山委員

森下委員の意見は要するに治水単一目的の、しかも環境に配慮したダムの検討を、従来の延長上ではなくて、すべきであるということだと思えます。それを部会の意見とすればよいのではないのでしょうか。

榎屋委員

私も、ある場所でそういう話をしたのですが、何か一笑に付されたような感じでした。ですが、私は、森下委員のご意見に非常に賛成します。技術的にも可能性があるのではないかと思います。

森下部会長代理

新しい方向付けみたいなものが、流域委員会の中から出てくるのがあってもよいと思うのです。今までのことをよいとか悪いとかと言うより、新しくこれからどのように技術で対応していくかというような方向付けも必要だと思います。治水が、堤防や掘削だけで済むのではなく、改めてどのような治水をしていくかは、大事だと思っているのです。

常時は水が全く貯まらないでそのまま川が流れているけど、洪水が来ると、1週間くらいは水が貯まって、その後ゆっくりと下流に流れていくような、そういうダムは無理ですか、技術的に。

今本部長

やはりそれは遊水地の分類、河道内遊水地ではないかと思います。ふだんは全く水が貯まらずに、洪水時だけ貯める、そういうことが技術的に可能なかどうか。少なくとも、そういうものをつくると景観には関係します。それがよいのかどうか、一概に言えないとは思いますが、考え方としてはいろいろな新しい方策を模索すべきだということだけは確かだとは思っています。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

森下委員がおっしゃった施設は技術的には可能だと思います。いわゆる人工的な狭窄部をつくるということになると思います。ですから、ふだんは普通に流れていて、大洪水になると、ある一定以上は流れないということですから、技術的には可能だと思います。

ただ、今、今本部長がおっしゃったように、景観への影響とか、1週間か2週間水が貯まるということが環境にどう影響するかという問題はあると思います。ただ、そういうものを物理的につくることは、技術的には可能だと思います。

芦田委員長

ダムというのは、治水、利水、環境面から、総合的に考えなければいけないのです。特に環境面からのウエートが高いです。ですから、治水部会として単独で書くとすると、どこまで書けるかということになると思います。書く必要があるかどうかという議論がありますけれども、どうでしょうか。

今本部長

治水でダムが大きな役割を果たすことは確かです。そうしますと、ダムを建設するなど提言で言った限り、治水をどうすればよいのかということ、やはり考えておく必要があるのではないのでしょうか。

芦田委員長

代替案ですね。

今本部長

そうです、代替案です。

芦田委員長

基礎原案では、代替案を含めていろいろな調査をやって結論を出したいということですから、それを待つほかないと思います。こういうような代替案があるではないかという提案ができれば、それは書ければよいと思います。

今本部長

もし、新たな代替案があればということですね。

芦田委員長

そうです。

今本部長

先ほど言われた、穴あきダムの考え方、穴あきダムがよいのかどうかは別にして、そういう新しい発想、治水専用ダムですね。

芦田委員長

穴あきダムについても環境面とかいろいろな問題がありますから。ですから、具体的にこれがよいというものは書けないと思います。

今本部長

どれがよいというのは書けないと思いますが、考え方としていろいろな方法があるということは書けると思います。特に、これまで代替案としてあまり取り上げられなかったのは、流域対応の部分です。これは、代替案としては殆ど取り上げられてこなかったと思います。

芦田委員長



そういう点を書くのは意味があると思います。

今本部長

流域対応における代替案という方向から書いておく必要があるのではないかとということなのです。

細川委員（他部会所属）

治水部会をずっと聞かせて頂いていまして、今まで流域委員会で話し合ってきたことの中には、治水を河道内だけで対応するのではなくて、流域対応をできるだけやっていくことで、河川環境をよくしていこうということだったと思います。河道内対応だけを優先してきたことの反省に立って、流域委員会があると私は思っていました。まずその流域でできるだけ対応をすることと、やはり堤防強化という形で、最近の、ある一部の地域に集中豪雨があるようなそのような異常気象の中では、どこかでダムができることよりは、地域地域の堤防が強く強化されるということの方が、直接的に効果があると思っていました。その流域対応を考えなさ過ぎたという反省に立って、流域委員会があるのではないかと私は思っていたのです。

今本部長

流域対応だけでいこうというのではないのです。まず、洪水に対しては河道で対応すべきです。ただ、河道ではもたない時がありますから、常にそういうことを考えておきましょうということ。河川はいつでもよい、流域で対応しますということはありません。やはり、洪水に対しては河道対応が第一です。それできない時が流域対応だと思います。そうでないと、それはまちづくりできませんから。

堤防強化ももちろん大事なことだと思っておりますが、堤防強化にもいろいろ問題があって、すぐにできるわけではありません。堤防強化をするにしても、5年なり10年かかるのです。ダムをつくるにしても5年なり10年かかるわけです。その間の治水も考えておかないといけないわけです。そういう意味で、いろいろな方法を常に考えておきましょうということ。です。

森下部会長代理

細川委員が言われている流域対応というのは、どういうことですか。河道で対応しないで流域で対応するというのは、どういうことを指しておられますか。

細川委員（他部会所属）

あくまで、委員方からいろいろ教えて頂いた範囲のことしかわからないのですが、流域でできるだけ、貯められるところでは貯めていこうというような、集中豪雨を避ける中では、ダムという1カ所でたくさんの水を貯める方が効果的だという考え方から離れば、少しずつ昔ながらの方法になってしまうのかも知れないのですが、貯められる場

所で貯めていくということを含めて考えることと、浸水に強い地域をつくるということ、その浸水になったとしても対応できる地域をつくっていくということも含めての流域対応ではないかと思っています。

#### 森下部会長代理

そうすると、矛盾が出てくるのはどういうことかということ、今の時代が、集中的に豪雨が出てきて、それから予測できないような雨の降り方がしてくるわけです。ひょっとしたら、昔のようなやり方で貯めていたことも見直さないと、今には合わないのですね。

それからもう1つは、やはり川によると思うのです。淀川というのは、1,200年くらいの間に、その水のあるところに人が住んでしまって、最大限に土地利用がされているわけです。多分、日本の中で一番、土地利用が人間の力によって開発されているところなのですね。あまっている土地が多分ないと思うのです。あまっている土地がないところで、水を貯めることが、例えば他の同じような流域を持っているところで人口が10万人とか15万人とか、そういうようなところで言われていることと同じに考えたら、やはり1,400万人も住んでいるわけですから、とっても大変だと思うのですね。そういうことを比較しながら、流域の問題というのは考えていけないといけないと、私は思っているのです。例えば、学校に水を貯める、それから飛行場に貯めるにしても、飛行場が水を貯めたら後でどれくらい困るかということがあります。今度は反対に災害ということから考えたら、飛行場に水を貯めるというのはとんでもないことなのです。

ですから、そういうことも踏まえた上で、流域対応ということを他の川で言っているけども、淀川では何を指すのかということ言葉を後ろにちゃんと持っていて、そして発言されないと相手に伝わっていかないと思います。

#### 川那部委員

1つ目は、治水のためにダムはどの程度の役に立って、どの程度の役に立たないかという問題がもしあるのなら、それを議論して頂きたいと思います。ですから、8ページにあるように「一部の例外を除いて、有効であることは確認されている」という、その一部の例外を一々書く必要はないのですが、この言い方が治水部会としての1つの意見であれば、やはりある程度また議論する必要があると思います。

それから、2つ目は、治水を目的としていないダムに、治水の役割を入れることについても考えるべきではないかということです。これは治水部会でも議論してきましたので、書いてもよいのではないかと思います。

3つ目ですが、流域対応について、私は今本部会長のお考えとは違うのです。河道での対応が1番で、流域対応が2番目だとは思ってないのです。但し、流域が1番で河川対応が2番だとも思ってないのです。つまり、両方を一緒にやらないといけないという立場をとっているのです。そのように、治水部会意見(案)には書いてありますし、基礎原案では、まだできるかできないかという問題も含めてきちとした形で流域対応について書かれていないという部会意見(案)の指摘も、それでよいと思います。

それから、4つ目は、どのようなダムが必要であるかという問題は確かにあると思いますし、そういう議論をきちんとすることによって何かおもしろい議論が出てきたかも知れませんが、最後の部会で、今からその議論をするのは難しいと思います。もちろん一般論としては考えてきたのですけれども、今のこの時期に代替案を出すのは難しいという気がします。

今本部長

治水部会としては終わりますが、流域委員会は続きますので、検討は続けていきたいと思えます。

それと、今言われた治水以外のダム、例えば発電用ダムがあります。これは、発電を目的として操作しますから、治水面から見て非常にマイナスになることはあります。例えばですが、そういうことでよろしいですか。

川那部委員

例えば治水を目的としないダムについて、今おっしゃったのは逆のことが起こる例としておっしゃったのですが、そのことはもちろんですが、何にもマイナスのことが起こらない場合でも、やはり治水の機能のある程度持たすという方向を、今後考えていくということはあってもよいのではないかという意味でもあります。

芦田委員長

川那部委員がおっしゃったことに賛成なのですが、特にダムによって下流の洪水対策等を期待している地域があるわけです。その中には、壊滅的被害を受けそうなところがあるわけです。ですから、ダムを調査して結論を出すというのを、長く引き延ばしていたのでは、その地域を非常に危険な状態に長く置いておくということで、問題だと思うのです。治水部会としてはそういう治水の観点からも、早く結論を出して対策をとる必要があると意見をすべきだと思います。

それから、代替案との比較を、流域に貯める案や、堤防補強等いろいろあるわけですが、そういう方法の具体的な比較を、どうせこれから調査検討でやられると思うのですが、治水部会として提案しておく方がよいかわかりません。

今本部長

代替案の主な項目ですね。

芦田委員長

はい。

森下部会長代理

淀川水系に81くらいダムがあります。その中で、治水容量を持っているというのは10

もないのです。1割を多分切れていますけど、それは大きいダムですから、洪水への効果は上がっているのです。

ただ、治水容量を持ってないダムでも、どれくらいの雨が降った時に、どれくらいの水を貯められているかということは数字で出てきますよね。農業用水のダムでもそうですけれども、雨がたくさん降って溢れて壊れたというダムは聞きませんから、きっとサヤマ池でもどこでも治水の容量というのは、計算はできなくても、あるのですよね。そういうことを少しわかるように説明して頂ければ、もう少し先へ進むのではないですか。

小さなものでも、流域対応という時に、そういうものが流域対応になっているのではないですかね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

しっかり把握できているかどうかはわかりませんが、利水用のダムの場合、当然、水が貯まっていなければ貯めるわけです。水が貯まってしまった時に、入ってきた分だけ水を流す方法にしているので、それ以上に貯まるという話にはならないように当然しているということです。雨が降る前にダムが全く空っぽならば、その分貯まりますし、雨が降る前に利水用に満々と貯めてれば、流すということになります。

今本部長

現在はそうなのです。それを、たとえこれまでつくられた目的が利水用ダムであろうと、発電用ダムであろうと、これからの治水においては一部治水用に運用してくれませんかという要望なのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

極端な言い方になりますが、治水容量として買うというのは、当然あり得ると思います。ただ、人の財産ですから、向こうが売ってくれなければ買えません。

今本部長

考え方として、このダムは発電用だから、洪水になろうと我々は知らないというのでは、社会的責務の面からどうかと思います。対応できるものならば、容量がどうのこうのではなく、少なくとも、そのダムがあることによって治水上悪影響を与えないようにしようとするのは、責務ではないでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

治水上の悪影響は与えないようにはなっています。水が貯まっている時も、入ってきた水をそのまま流しているだけで、量を追加して流しているということではありませんから。

今本部長

それはそうです。しかし、住民側から見ると納得できないわけです。あそこにダムがあ

るなら、どうしてもっと役立ててくれなかったのかという要望や不満があるわけです。

社会を挙げて洪水に対処しようとするために、他のダムの事業者も社会の一員ではないかという考え方に立ったら、当然協力して欲しいということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

社会的責務があるのだから、こうして下さいという言い方というのは、我々もせりふとしては持ち合わせるとは思います。ただ、それを端的に実行しようと思えば、やはり向こうの権利を買うということになります。向こうの権利を、こちらに譲ってくれという話ですから、なかなか難しいと思います。そういう社会的責務の範囲内でやって下さいと言うのはあると思います。ここまでやって下さいというような線を引くと、その部分では買って下さいというような話に当然なってしかるべきだと思います。

芦田委員長

従来から、余裕がある場合にはやっていますね。ただ、計画として盛り込もうとすれば、権利を買わなければしょうがないのでしょうね。

森下部会長代理

余裕がどれくらいあって、それを使うことが有効かどうかということを知りたいのです。発電用ダムや農業用水ダムがたくさんあります。そこに治水容量、雨が降った時にどれくらい貯めることが可能で、そのことが流域にとって役に立つかどうかというようなことが知りたいのです。

それから、先ほど村井調査官は、入ってきたものを出すとされていますが、実際には多くのダムは入ってきたものを出してはおりません。洪水が来た時だけ水を出しますけれども、一滴も下流に水がないような状況でも、発電ダムでも農業用水のダムでも使っております。維持流量という考え方はありませんから、それは違います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

利水の方は水を貯めるのが目的ですから。私は洪水時の対応を申し上げたわけで、利水関係者はふだん貯める行為をします。洪水時には放流するということを、私は申し上げただけです。

今本部会長

有事立法というのが問題になっています。洪水も有事なのです。有時には、権利といった問題どころではないと思います。洪水は有事です。社会の一員として、治水に協力しようという態勢に持って行って欲しいわけです。私が言いたいのは、洪水という非常時にできるだけのことをしようということです。例えば、事前放流ができれば、役に立たせることはできるのです。発電ダムだから洪水のことは知らないというのは、例えば1つの町が水浸しになった時には、お互いに助け合うという精神があるのであれば、そういう面から

の検討もして欲しいということを書きたいと思ったのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

既存の利水専用ダムもできるだけ過去の計画にとらわれずに弾力的に、例えば洪水対策が重要であればそれを活用するということですね。基本的には、それは当然だと思っています。

但し、今回の淀川水系河川整備計画において、利水専用ダムというのではないと私は理解しています。我々が考えているのは、基本的には直轄区間のいわゆる洪水対策と考えているわけです。そこに入ってくる支川で農業用水の専用ダム、或いは発電専用ダムというのではないと思います。もしあれば、いろいろな代替案の中で検討するべきだと思いますけども、ないと思っていますのです。ただ、琵琶湖に入ってくる、県が管理している川に農業用水の専用ダムというのがあります。ですから、その検討というのは私はあると思います。

意見書の中でそういうものを検討しろとおっしゃっても、それをどのようにとってよいのかわからなくなってくると思います。

今本部会長

具体的に検討しなくてもよいと思います。流域委員会としては、こういうことも今後の河川のあり方として検討に入れて欲しいという要望の部分です。河川整備計画は直轄区間を、今後20~30年を対象にしているわけです。しかし、流域委員会としては直轄区間だけを対象にしたのでは駄目だ、流域全体をとらえて水系一貫としてやっていかないといけないとっているのです。ですから、たとえ管理上、都道府県に任せていようとも、できるだけ整合をとって欲しいということです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

わかりました。要するに既存ダムに対する一般論として、これからそういう方向で検討しろということですね。

今本部会長

そういうことです。特にこのダムについてこうなさいという意見ではなく、今後のあり方として是非そういうことも考えていくべきではないかということです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 宮本)

それなら、わかりました。具体的なダムのイメージが出てこなかったものですから。

河川管理者(近畿地方整備局 広域水管理官 松山)

8ページの下から8行目。「一部の例外を除いて」とあるのですが、これは計画規模以上の洪水に対してという理解でよろしいのですかね。一部の施設がこういうことになっているということでしょうか。

今本部長

いろいろな意味があります。ゲート操作の問題がまずあります。例えば、最近は操作規則だけに基づいてやっています。そのことは確かにマイナスにはなっていませんけども、かつては操作を誤ったり、適切でなかったりしたことがあります。そういうことを「一部の例外」として書いているのです。

河川管理者(近畿地方整備局 広域水管理官 松山)

私には、治水ダムが建設されて洪水調節に供されているが、「一部の例外を除いて」となりますと、ダム施設としての一部が洪水調節に供されなかったと読めたのです。

今本部長

そういうことではありません。誤解のないようにもう少し考えてみます。

時間がなくなってきたのですが、資料4-1「意見書作業部会とりまとめ案」があります。これは、これまでに委員から寄せられましたご意見、或いはその他のご意見を作業部会としてとりまとめたものです。治水の部分は14ページから出ていますが、ここもやはり治水部会として見ておく必要があると思います。作業部会も時間がなくて、きちっと検討したわけではないです。まとめて頂いた江頭委員、何かつけ加えることはありますか。

江頭委員

まだ十分目を通してないのですが、まず、大きく分けて治水-1から治水-4の辺りがいわゆるソフト面の流域対応の話です。このところはそれほど問題はないと思いますけども、治水-5から高規格堤防のところですか。ここは各事業で同じ文言が入っているわけです。ここら辺を少しまとめさせて頂きたいと思いました。それから、堤防補強のところも同様で、共通部分がまだ完全に抜き出しておりません。堤防補強のところだと、最初堤防補強の目的が治水-9に書かれているわけですがけれども、このところに共通部分は一括してまとめた方がよいのではないかと思います。

それから、治水部会で議論できてないのが、具体的な整備内容シートに出てきている部分しかわかってないのです。これ以外にいわゆる治水部会として、対象となる地域を入れるべきところがあれば入れてくる、或いはここはもう必要ないのではないかということを外すとか、そういったところがまだ十分意見を頂いてないという感じです。

今本部長

整備内容シートと突き合わせながら読まないとなかなかわかりにくい面があると思います。持ってかえって頂いて、27日の作業部会でこの部分はなるべく最終案として固めたいと思っています。是非26日までにご意見を頂ければ反映させることができますので、よろしくをお願いします。

芦田委員長

先ほど江頭委員がおっしゃったことですが、堤防補強とか全部同じことが書いてあるのです。それを整理して頂いて1つにして、共通部分でない部分もあるかもわかりませんか、それは書き出して頂いたらよいと思います。

それと、ずっと見させて頂いて、矛盾するご意見はないように思ったのですが、もし矛盾するご意見があれば調整を図って頂きいと思います。ただ、大体これでできているような感じがするのです。

今本部長

特に、実施するとしている事業に対して実施するなというような意見はありましたか。

芦田委員長

1、2カ所ありましたが、実施するなという意見ではなく、検討しなさいという意見でした。

今本部長

検討項目が加わっているというくらいですか。

芦田委員長

そうです。

1つ、よろしいでしょうか。堤防補強で、どなたかの意見でまちづくりとの関係という意見が出ていたのです。どういうことかなと思いながら考えたのですが、要するに堤防によって地域が分断されないようにというような意味で意見を下さったのでしょうか。

森下部長代理

具体的には景観上の問題です。

江頭委員

景観の話ですかね。

山本委員

これは尾藤委員から出ていまして、将来のまちづくりを視野に入れるようにというご意見でした。

今本部長

中身は資料としてまとめてありますので、それを見て頂ければわかると思います。それでもわからなければ、本人に聞くほかないでしょう。



江頭委員

わかりました。

今本部長

資料3-1に委員会としての意見書の案が出ています。「第部-河川整備の方針について-」です。これとの整合性も図る必要があるのです。これは作業部会の部分になりますので、ここで議論するのは時間の関係上省略させて頂きたいと思いますが、これも読んで頂いて、26日までに意見を寄せて頂きますようお願いしたいと思います。

それでは、一般傍聴者の方からの意見、ご発言を承りたいと思います

傍聴者(千代延)

吹田の千代延と申します。

今日治水部会としては最後ということですが、6月以降殆ど傍聴させて頂いて、今日は今まで傍聴した中で最もがっかりしました。約2年10カ月にわたって大変なエネルギーをお使いになって詰められて、私は敬意を表して見ていたわけです。ところが、今頃になって治水専用のダムがどうだとかという議論が出てきました。何故もっと早い段階で議論されなかったのでしょうか。出すのなら少なくとも提言の前です。どなたを批判ということはしませんけども、そのようにして頂きたかったと思います。

例えばダムの弊害について十分資料が整ってないということでしたが、そんなことはありません。ダムの弊害と治水専用ダムの弊害の資料はありますし、どちらが弊害が多いか。私が見ている限りは、治水専用ダムの弊害は普通のダムの弊害よりもはるかに少ないと思います。これは私の見解ですから間違っているかもしれません。今まで皆さまが熱心に討議されたのに、今頃こういう提案が出てくるというのは、私には、思いつきとしか思えません。そういうのが出たのが残念です。

それから、大変苦慮されておまとめになっていらっしゃる様子はよくわかりますが、委員会の最初からのバックボーンは、どのような災害も人間の力でそれをねじ伏せて克服するという事は、環境の面からも、財政の面からも限界に来ているから、方向を大きく転換しなければならないということでした。転換するのは大変なエネルギーが要ります。摩擦が要ります。それを克服してこそ20年、30年先のことを語ることができると思います。やはり河川については、破堤による壊滅的被害は回避しようという、その背骨を守って、表現はいろいろありましようが、それに基づいてまとめて頂くことを希望しておきます。

最後に1つ、厚かましいついでに今日の参考資料1のナンバー417に野村さん、いつもよく意見書を出されておりますが、ここに、日本経済新聞の近畿版で今ダムについて連載をされていまして、今朝で終わりになっております。新聞の記事ですから、全てが正しいということはないでしょうが、我々のつたない知識で見ている限りは、相当よく調査をなさってまとめられていると思います。それで、まことに差し出がましいのですが、1回目から3回目までがこの参考資料1の417番に載っておりますので、あと4回目から今朝の7回目までコピーしたものを持っております。できれば、こういういろいろな複雑な絡み

があるということを、よくご承知と思いますがもう一度認識頂きたいと思います。こういう複雑な絡みですからこそ、学識経験者であり第三者的な見方ができる委員の皆さんで構成されている委員会としての意見書、提言はもちろんです、意見書が本当に役に立つのではないかと思います。できましたら、大変厚かましいのですが、後ほど配らせて頂きますので一読頂ければと思います。

今本部会長

どうもありがとうございました。今ここで新しい提案について議論するのではなく、意見書としての欠落しているものはないだろうかという観点からやっていました。期待を背いたかもわかりませんが、今度は、意見書案に対して評価して下さい。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もとに戻りまして、全体を通じまして何かご意見ありませんか。お気づきの点がありましたら、26日までに意見を寄せて頂くということでもよろしく願います。

時間的にまだ余裕がありますが、庶務の方で、その他何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

今日のご意見をもとに、修正については部会長の方にお任せするという事でよろしいでしょうか。そこだけ確認をさせていただきます。

今本部会長

ご意見を寄せて頂き、作業部会で検討させて頂くということで、一任頂けませんか。もちろんその意見に対しても次の委員会で意見を言うことはできますから、修正についてはご一任頂くようお願いいたします。

それから、27日に作業部会を行います。参加して頂いた方はおわかりだと思いますが、かなり熱心にやっけていて、いろいろと担当を決めて、少なくとも複数の方が読むようにはしています。それでも担当者によって若干特徴が出るかもわかりません。そういうところで、是非皆さま方が読んで、どうも自分の意見とは違うというようなところがあれば是非ご指摘下さい。

特に整備内容シートについてはかなりの方から意見が寄せられていて、それを流域委員会として一本にまとめるための取捨選択をしています。その辺のところ、自分の部分が反映されていないではないかと思っておられる方がおられるかもわかりませんが、また読んで頂いてご意見を下さい。その理由とともにご意見頂ければ考えますので、よろしく願います。

では、よろしく願います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

10月26日締め切りで意見書の第 部、また第 部、整備内容シートへの意見案、意見を募集しておりますので、委員の方はよろしく提出頂きますようお願いいたします。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第6回治水部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。